

## ○長岡市男女共同参画社会基本条例【抜粋】

平成 22 年 12 月 22 日  
条例第 118 号

.....

### 第 2 章 推進体制

.....

#### (基本計画)

第 10 条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第 25 条の規定により設置する長岡市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前 2 項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

.....

### 第 4 章 苦情処理

#### (施策に対する苦情への対応)

第 24 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成を促進する施策又はこの促進を阻害する施策についての苦情(以下「苦情」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。ただし、次に掲げる事項に該当するものは、この限りでない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項
  - (2) 不服申立てを行っている審理中の事案に関する事項
  - (3) 地方自治法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求を行っている事案に関する事項
  - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
  - (5) もっぱら私人間の紛争の解決を目的としている事項
  - (6) 次条の規定により設置する長岡市男女共同参画審議会がすでに判断した事項
  - (7) 他の法令に基づき処理すべき事項
- 2 市長は、前項の規定による苦情の申出があったときは、同項各号のいずれかに該当することが明らかな場合を除き、次条の規定により設置する長岡市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、苦情処理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 第5章 男女共同参画審議会

(設置等)

第25条 男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議するため、市長の附属機関として長岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

2 審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、市長に対し答申するものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成に関する基本的事項及び重要事項

(2) 第10条第1項の規定による基本計画に関する事項

(3) 前条第1項に規定する苦情に関する事項

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画社会の形成に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

## 第6章 雜則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

# ○長岡市男女共同参画社会基本条例施行規則

平成 23 年 3 月 31 日  
規則第 5 号

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、長岡市男女共同参画社会基本条例(平成 22 年長岡市条例第 118 号。以下「条例」という。)第 26 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 苦情処理

### (申出の方法)

第 2 条 条例第 24 条第 1 項の規定による苦情の申出(以下「申出」という。)は、苦情申出書(別記第 1 号様式)を市長に提出して行うものとする。

### (申出の処理)

第 3 条 市長は、申出があった場合は、次項に定めるときを除き、諮問書(別記第 2 号様式)により長岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その旨を当該申出を行った者(以下「申出人」という。)に通知するものとする。

2 市長は、申出が条例第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかなときは、審議会に諮問しないことを決定するとともに、その旨を理由を付して申出人に通知するものとする。

### (答申)

第 4 条 条例第 25 条第 2 項の規定による市長への答申は、答申書(別記第 3 号様式)により行うものとする。

### (対応)

第 5 条 市長は、前条の答申を受け、申出に係る苦情への対応を決定したときは、その旨を苦情対応通知書(別記第 4 号様式)により申出人に通知するとともに、審議会に報告をするものとする。

## 第 3 章 審議会

### (委員)

第 6 条 審議会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。  
(会長及び副会長)

第 8 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第 9 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。  
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(意見の聴取)

第 10 条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 11 条 審議会は、その所掌する事務に係る特定の事項について調査及び審議をするため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 12 条 審議会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

#### 第 4 章 雜則

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 12 号)抄

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。